

付 議 第 3 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

**教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「附則第12項」を「附則第11項」に改める。

第5条第1項中「第18項」を「第17項」に、「第19項」を「第18項」に改める。

別表第1の1から5までを次のように改める。

1 小学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等				大学が独自に設定する科目		
					単位数	単位数	最低修得単位の配分			単位数			
							各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
免許法別表第3	一種	小学校教諭二種免許状	5	45	4	21	14	各教科の指導法 5教科	5	2	5		
			6	40	4	19	12		4				
			7	35	3	17	11		3				
			8	30	3	15	10						
			9	25	2	13	8	各教科の指導法 3教科	2	1	3		
			10	20	2	11	7						
			11	15	1	9	6						
			12	10	1	7	4						
	二種	小学校助教諭免許状	免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	3	25	2	10教科のうち1以上	13	8	各教科の指導法 3教科	2	5	
				4	20	2		11	7				
				5	15	1		9	6				2
				6	10	1		7	4				
	二種	小学校助教諭免許状	免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	6	45	4	10教科のうち1以上	29	17	各教科の指導法 5教科	5	2	
				7	40	4		26	15				
8				35	3	23		13	6				4

		9	30	3		20	12		5	
		10	25	2		17	10	各教科 の指導 法 4教科	4	3
		11	20	2		14	8			2
		12	15	1		11	6	各教科 の指導 法 3教科	3	1
		13	10	1		8	4		2	
	29年改正 法附則第 11項該当	3	15	5	10教科の うち 1以上	5	2	1	2	1
		4	10							
	29年改正 法附則第 12項該当	1	10	5		5	2	1	2	1
	29年改正 法附則第 13項該当	5	10	5	5	2	1	2	1	

注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許法別表第3備考第8号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一種免許状を取得していない場合は、同表備考第10号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

2 中学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目	
					単位数	単位数	最低修得単位の配分			単位数	
							各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
免許法別表第3	一種	中学校教諭二種免許状	5	45	10	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	16	8	5	3	4
			6	40	9		15			7	
			7	35	8		14	4			3
			8	30	7		13			3	
			9	25	6		12	2	1		
			10	20	5		10			1	1
			11	15	4		8	2	1		
			12	10	3		5			2	1
		免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第4号並びに第12条該当	3	25	6	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	10	5	3		
			4	20	5		9			2	2
			5	15	4		8	1	2		
			6	10	3		5			1	2
		免許法附則第5項の表第1号該当	10	10	4	1科目以上	6	2	2		

		免許法附則 第5項の表 第2号該当	3	10	4	1科目以上	6	2	2	1					
		免許法附則 第5項の表 第3号該当		10	4	1科目以上	6	2	2	1					
免許法別表第5		中学校教諭 二種免許状 (実習)	3	15	8	免許法施行規則 第4条の表備考 第1号の科目の うち1/2以上の 科目 各1	7	2	3	2					
			4	10	5		5	1	2	1					
免許法別表第3	二種	中学校助教 諭免許状	6	45	10	免許法施行規則 第4条の表備考 第1号の科目の うち2/3以上の 科目 各1	21	6	9	6	4				
			7	40	9		19	5	8	5					
			8	35	8		17		7			3			
			9	30	7		15	4	6	4					
			10	25	6		13		5		2				
			11	20	5		11	3		3					
			12	15	4		9	2	4	2	1				
			13	10	3		1科目以上	6	1	2		1			
					29年改正法 附則第11項 該当		3	15	10	免許法施行規則 第4条の表備考 第1号の科目に ついて 各1以上					
							4	10							
免許法別表第5		中学校助教 諭免許状 (実習)	6	20	10	免許法施行規則 第4条の表備考 第1号の科目に ついて 各2以上	10	4	2	2					
			7	15	8		7	3							
			8	10	5		免許法施行規則	5	2	1		1			

					第4条の表備考 第1号の科目に ついて 各1以上						
	免許法別表 第5備考第 4号該当	6	10	5		5	2	1	1		

- 注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。
- 2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年以内に免許法別表第3備考第8号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一種免許状を取得していない場合は、同表備考第10号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

3 高等学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数		最低修得単位数		教科に関する専門的事項に関する科目	各科目の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目				
								単位数	最低修得単位の配分			単位数			
									各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
免許法別表第3	一種	高等学校助教諭免許状	5	45	10	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	12	4	5	3	8				
			6	40	9		11			3		7			
			7	35	8		10								
			8	30	7	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	9	3	4	2	6				
			9	25	6		8			3	5				
			10	20	5		7	2	4						
			11	15	4		6		3						
			12	10	3	1科目以上	4	1	2	1	3				
			免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	3	25	5	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	7	2	3	2	8			
				4	20	4		6			1		7		
				5	15	3		5						2	6
				6	10	3		4							



	年)			6	則第5条の表 備考第1号の 科目のうち 1/2以上の科 目 各1	7		3	2	6
		9	20				2			
		10	15	4		5		2	1	5
		11	10	3	1科目以上	4		1		3
	同上 (修業 年限2 年)	6	60	13	免許法施行規 則第5条の表 備考第1号の 科目について 各1以上	16		7	4	11
		7	55				5			
		8	50	12		14		6	3	10
		9	45		免許法施行規 則第5条の表 備考第1号の 科目のうち 2/3以上の科 目 各1	12	4	5		8
		10	40	10						
		11	35				3	4		7
		12	30	8		9				
		13	25		免許法施行規 則第5条の表 備考第1号の 科目のうち 1/2以上の科 目 各1	7		3	2	6
		14	20	6			2			
		15	15	4		5		2	1	5
		16	10	3	1科目以上	4	2			3
免許法別表第5	高等学校助教諭免許状(実習)	3	10		免許法施行規 則第5条の表 備考第1号の 当該実業教科 の科目につい て 各1以上 (科目数が単 位数より多い 場合は選択)	5	2	2	1	
	29年改正法附則第8項該当	6	10	5						
免	表イ該	3								

許 法 附 則 第 9 項	当									
	表口該 当	3	10	5	同上	5	2	2	1	
	表ハ該 当	6								
	表ニ該 当	3								

注 1 基礎資格が高等学校助教諭免許状である者又は免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条に該当する者が同表備考第2号の適用を受ける場合にあつては、その者の次の表に掲げる在職年数及び卒業した短期大学等で修得した教職に関する科目の単位数の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる教職に関する科目の単位数を修得しなければならない。この場合において、修得する単位数に係る教職に関する科目は、必修科目の中から選択するものとする。

(1) 基礎資格が高等学校助教諭免許状である者の場合

在職年数	卒業した短期大学等で修得した教職に関する科目の単位数			
	0 単位	1 単位	2 単位	3 単位
5 年	4 単位	3 単位	2 単位	1 単位
6 年	4 単位	3 単位	2 単位	1 単位
7 年	3 単位	2 単位	2 単位	1 単位
8 年	3 単位	2 単位	1 単位	1 単位
9 年	2 単位	1 単位	1 単位	0 単位
10年	2 単位	1 単位	1 単位	0 単位
11年	2 単位	0 単位	0 単位	0 単位

(2) 基礎資格が免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条に該当する者の場合

在職年数	卒業した大学等で修得した教職に関する科目の単位数			
	0 単位	1 単位	2 単位	3 単位
3 年	2 単位	1 単位	1 単位	0 単位

4年	2単位	1単位	1単位	0単位
5年	1単位	0単位	0単位	0単位

2 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

4 幼稚園教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	領域に関する専門的事項に関する科目		保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目		
					単位数	単位数	最低修得単位の配分			単位数		
							保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
免許法別表第3	一種	幼稚園教諭二種免許状	5	45	4	免許法施行規則第2条の表備考第1号の科目のうち1以上の科目	20	13	6	1	6	
			6	40	4		18	12	5		5	
			7	35	3		16	10				
			8	30	3		14	9	4		4	
			9	25	2		12	8	3			
			10	20	2		10	6			3	
			11	15	1		8	5	2			
			12	10	1		7	4			2	
	二種	幼稚園助教諭免許状	幼稚園助教諭免許状	6	45	5	規則第2条免許法施行の表備考第1号の科目のうち1以	30	18	9	3	/
				7	40	4		27	16	8		
				8	35	3		24	14	7		

		9	30	3	上の科目	21	13	6	2	/
		10	25	2		18	11	5		
		11	20	2		15	9	4	1	
		12	15	1		12	7			
		13	10	1		9	5	3		
	29年改正法 附則第11項 該当	3	15	5	同上	5	1	2	1	/
		4	10							
	29年改正法 附則第12項 該当	1	10	5	同上	5	1	2	1	

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

5 養護教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	養護に関する科目			養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目	
					単位数	最低修得単位の配分			単位数	最低修得単位の配分		単位数
						衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	学校保健	養護概説		栄養学（食品学を含む。）	教育の基礎的理解に関する科目	
免許法別表第6	一種	養護教諭二種免許状	3	20	8				6			2
			4	15	7	2	2	2	5	2	2	1
			5	10	6				4			
		免許法施行規則第12条及び第17条第1項の表備考該当	1	10	4	1	1	1	3	任意		2
		免許法別表第6備考第1号該当	1	10	4	1	1	1	3	任意		/
	二種	養護助教諭免許状	6	30	14				8	4	4	2
7			25	12				7	3			
8			20	10	2	2	2	6		2	1	
9			15	8				5	2			
10			10	6				4				
		免許法別表第6備考第	/	10	4	1	1	1	3	任意		/

	2号該当										
	29年改正法 附則第18項 該当	3	10	6	1	1	1	2	任意		

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

別表第1の7を次のように改める。

7 栄養教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目		栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目		
					単位数	必修科目		単位数	最低修得単位の配分		単位数	
									教育の基礎的理解に関する科目			道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
免許法別表第6の2	一種免許状	栄養教諭二種免許状	3	40	32	5科目以上	2	6	2	2	/	
			4	35	28							
			5	30	24							
			6	25	20							
			7	20	16	3科目以上	1	3	1	1		
			8	15	12							
			9	10	7							2

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第14条関係)

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	最低修得単位数							
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				大学が独自に設定する科目	
					道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1	/	7	1	2				/
	中学校教諭普通免許状	1	/	7	/	2				/
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1	7	2	/	2				/
		2	5	1	/	2				/
	高等学校教諭普通免許状	1	/	1	1	1				3
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	1	/	1	/	2				6

- 注 1 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 2 この表における教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目及び大学が独自に設定する科目の修得方法については、免許法施行規則第18条の2の表備考第1号から第3号までに規定する修得方法の例による。
- 3 小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする際のこの表及び免許法施行規則第18条の4の各教科の指導法に関する科目の修得方法については、(1)及び(2)に定めるところによる。
- (1) 各教科の指導法に関する科目の最低修得単位数が7の場合にあっては、4以上の教科の指導法に関する科目について、次のとおり修得するものとする。
- ア 4の教科の指導法に関する科目を修得するときは、3以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

- イ 5以上の教科の指導法に関する科目を修得するときは、2以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ2単位以上及び3以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。
- (2) 各教科の指導法に関する科目の最低修得単位数が5の場合にあつては、3以上の教科の指導法に関する科目について、次のとおり修得するものとする。
  - ア 3の教科の指導法に関する科目を修得するときは、2以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。
  - イ 4の教科の指導法に関する科目を修得するときは、1以上の教科の指導法に関する科目についての2単位以上及び3以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。
  - ウ 5以上の教科の指導法に関する科目を修得するときは、それぞれ1単位以上を含むものとする。

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年11月17日）が公布され、教職課程において修得することが必要とされている科目区分の変更が行われたことに伴い、都道府県の教育委員会規則で定めることとされている修得方法において、所要の改正をおこなうもの。

2 改正の内容

教育職員免許法施行規則の一部改正により、教職課程において学生が修得すべき科目区分が変更されたことに伴い、県規則の別表第1及び別表第2中の科目名等を改めるとともに、項ずれの修正を行う。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表  
新 旧

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

第3章 出願の手続等

第3章 出願の手続等

(免許法による免許状授与の出願)

(免許法による免許状授与の出願)

第4条 略

第4条 略

2～4 略

2～4 略

5 免許法附則第11項の規定により養護教諭の二種免許状又は保健の教科について中学校教諭の二種免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

5 免許法附則第12項の規定により養護教諭の二種免許状又は保健の教科について中学校教諭の二種免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(1)～(4) 略

第5条 免許法第6条第1項から第3項までの別表第3から別表第8まで若しくは免許法附則第9項、第17項若しくは第18項又は免許法第5条第6項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

第5条 免許法第6条第1項から第3項までの別表第3から別表第8まで若しくは免許法附則第9項、第18項若しくは第19項又は免許法第5条第6項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(1)～(5) 略

2 略

2 略

別表第1(第14条関係)

1 小学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数				各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	単位数		
				単位数	単位数	最低修得単位の配分							
						各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目						
免許法別表第3	一種	小学校教諭二種免許状	5	45	4	21	14	各教科の指導法5教科	3	2	5		
			6	40	4	19	12				4		
			7	35	3	17	11				4		
			8	30	3	15	10	各教科の指導法3教科	2	1	3		
			9	25	2	13	8				3		
			10	20	2	11	7				2		
			11	15	1	9	6	各教科	3	2	2		
			12	10	1	7	4						
			免	3	25	2	10	13	8	各教科	3	2	5

別表第1(第14条関係)

1 小学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数				必修科目	教職に関する科目										教科又は教職に関する科目
				単位数	単位数	単位数	単位数		必修科目										
									教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目							
免許法別表第3	一種	小学校教諭二種免許状	5	45	4	21	9教科のうち1以上	21	5	14	各教科の指導法5教科(音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。)各1	2	4	5					
			6	40	4	19									19	4			
			7	35	3	17									17	4			
			8	30	3	15	10	各教科の指導法3教科( )各1	2	1	2	3							
			9	25	2	13	13						3						
			10	20	2	11	11						2						
			11	15	1	9	9	各教科	3	2	1	2							
			12	10	1	7	7												
			免	3	25	2	9	13	3	8	各教科の	2	5						

許 法 施 行 規 則 第 11 条 第 1 項 の 表 備 考 第 3 号 及 び 第 12 条 該 当	4	20	2	教 科 の う ち 1 以 上	11	7	の 指 導 法 3 教 科	2	1	4
	5	15	1		9	6				3
二 種  小 学 校 助 教 諭 免 許 状	6	45	4	10 教 科 の う ち 1 以 上	29	17	各 教 科 の 指 導 法 5 教 科	7	5	2
	7	40	4		26	15		6	4	
	8	35	3		23	13		5	3	2
	9	30	3		20	12				
	10	25	2		17	10				
	11	20	2		14	8		4	2	1

許 法 施 行 規 則 第 11 条 第 1 項 の 表 備 考 第 3 号 及 び 第 12 条 該 当	4	20	2	教 科 の う ち 1 以 上	11	の 指 導 法 3 教 科  (音 楽、 図 画 工 作 及 び 体 育 の う ち 1 以 上 を 含 む。) 各 1	2	1	7	4	1	4
	5	15	1		9				6			3
二 種  小 学 校 助 教 諭 免 許 状	6	45	4	9 教 科 の う ち 1 以 上	29	7	各 教 科 の 指 導 法 5 教 科  (音 楽、 図 画 工 作 及 び 体 育 の う ち 1 以 上 を 含 む。) 各 2	7	5	2		
	7	40	4		26	6		4				
	8	35	3		23	6		5	3	2		
	9	30	3		20	5						
	10	25	2		17	4					4 教 科  ( " " ) 各 1	2
	11	20	2		14	8		4	2			





2 中学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	単位数	教科に関する専門的事項に関する科目			各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	
						最低修得単位の配分					
						単位数	各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
免許法別表第3	一種	中学校教諭二種免許状	5	45	10	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	16	8	3	4	
			6	40	9		15				
			7	35	8		14	7	5	2	3
			8	30	7		13	4			
			9	25	6		12	6	3	2	
			10	20	5		10	5			

2 中学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	単位数	教科に関する科目	教職に関する科目										教科又は教職に関する科目				
							必修科目														
							教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目									
免許法別表第3	一種	中学校教諭二種免許状	5	45	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	16	15	14	13	12	10	5	8	7	3	4				
			6	40	9													15	8	2	3
			7	35	8													14	7		
			8	30	7													13	4	6	2
			9	25	6													12	6		
			10	20	5													10	3	5	2

			11	15	4		8	4	2	1	
			12	10	3		5	2			
	免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第4号並びに第12条該当		3	25	6	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	10	5	3	2	4
			4	20	5		9				3
			5	15	4		8	4	2	1	2
			6	10	3		5	2			
	免許法附則第5項の表第1号該当		10	10	4	1科目以上	6	2	2	1	/
	免許法附則第5項の表第2号該当		3	10	4	1科目以上	6	2	2	1	/
	免許法附則第5項の表第3号該当		/	10	4	1科目以上	6	2	2	1	/
免許法別表第5	中学校教諭二種免許状(実習)		3	15	8	免許法施行規則第4条の表の備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	7	2	3	2	/
			4	10	5		5	1	2	1	/
二種免許法別表第	中学校助教諭免許状		6	45	10	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	21	6	9	6	4
			7	40	9		19		8		
			8	35	8		17	5	7	5	3

			11	15	4	ち1/2以上の科目各1	8		2	4	1
			12	10	3	1科目以上	5			2	
	免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第4号並びに第12条該当		3	25	6	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	10		3	5	4
			4	20	5		9				3
			5	15	4		8		2	4	2
			6	10	3	1科目以上	5			2	
	免許法附則第5項の表第1号該当		10	10	4	1科目以上	6		2	2	1
	免許法附則第5項の表第2号該当		3	10	4	1科目以上	6		2	2	1
	免許法附則第5項の表第3号該当		/	10	4	1科目以上	6		2	2	1
免許法別表第5	中学校教諭二種免許状(実習)		3	15	8	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7		3	2	2
			4	10	5		5		2	1	/
二種免許法別表第	中学校助教諭免許状		6	45	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	21		9	6	6
			7	40	9		19		8		4
			8	35	8		17		7	5	3

3		9	30	7	15		6				
		10	25	6		13	4		4		
		11	20	5		11	3	5	3	2	
		12	15	4		9	2	4	2	1	
		13	10	3		6	1	2	1		
	29年改正法附則第11項該当	3	15	10							
免許法別表第5	中学校助教諭免許状(実習)	6	20	10	10	4				/	
		7	15	8	7	3	2	2	/		
		8	10	5	5	2	1	1	/		
	免許法別表第5備考第4号該当	6	10	5	5	2	1	1	/		

注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)をいう。

2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許法別表第3備考第8号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一種免許状を取得していない場合は、同表備考第10号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

3		9	30	7	15	6					
		10	25	6		13	5		4	4	
		11	20	5		11	3		3	2	
		12	15	4		9	2	4	2	1	
		13	10	3		6	1	2	1		
	29年改正法附則第11項該当	3	15	10							
免許法別表第5	中学校助教諭免許状(実習)	6	20	10	10	4		2	2	/	
		7	15	8	7	3	2	2	/		
		8	10	5	5	2	1	1	/		
	免許法別表第5備考第5号該当	6	10	5	5	2	1	1	/		

注

1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)をいう。

2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許法別表第3備考第8号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一種免許状を取得していない場合は、同表備考第10号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

3 高等学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数		最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各科目の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位の配分			単位数	
			単位数	単位数				単位数	各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導法、教育相談等に関する科目
免許法別表第3	一種	高等学校助教諭免許状	5	45	10	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	12	4	5	3	8	
			6	40	9		11					
			7	35	8	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/	10	3	4	2	7	
			8	30	7		9					
			9	25	6	8	3	5				
			10	20	5	7			2	4		

3 高等学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数		最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目										単位数
			単位数	単位数			必修科目										
							教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			
教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)	進路選択に資する各種の機会	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法		各教科の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)	進路指導の理論及び方法				
							免許法別表第3							一種	高等学校助教諭免許状	5	45
6	40	9	11														
7	35	8	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち	10	4	3		2	7								
8	30	7		9													
9	25	6	8	3	5												
10	20	5	7			2		4									

免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	11	15	4	2以上の科目各1	6		2	1	3
	12	10	3	1科目以上	4	1			
	3	25	5	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	7			2	8
	4	20	4	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	6	2	3	1	7
	5	15	3	1科目以上	5		2		6
	6	10	3		4	1			3
29年改正法附則第8項該当	10	90	20	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目について各1以上	24	8	10	6	16
	11	85	18		22	7	9		14
	12	80							
	13	75	16		19	6	8	5	13
	14	70							
	15	65	14		17		7	4	11
	16	60							
	17	55	12		14	5	6	3	10
	18	50							
	19	45	10		12	4	5	2	8
	20	40							
	21	35	8	9	3	4	7		
	22	30							
	23	25	6	7		3	6		
24	20								
25	15	4	5	2	2	1	5		
26	10	3	4	1			3		
免許法施行規則附	4	45	10	12	4	5	3	8	
	5	40							

	11	15	4	ち1/2以上の科目各1	6		2	2	1	3
	12	10	3	1科目以上	4			1		
免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	3	25	5	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7			2	8	
	4	20	4	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	6	3	2	1	7	
	5	15	3	1科目以上	5		2	2	6	
	6	10	3		4	1		3		
	29年改正法附則第8項該当	10	90	20	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目について各1以上	24	10	8	6	16
		11	85	18		22	9	7	6	14
12		80								
13		75	16	19		6	8	5	13	
14		70								
15		65	14	17			7	4	11	
16		60								
17		55	12	14		5	6	3	10	
18		50								
19		45	10	12		4	5	2	8	
20		40								
21		35	8	9	3	4	7			
22		30								
23		25	6	7		3	2	6		
24	20									
25	15	4	5	2	2	1	5			
26	10	3	4	1			3			
免許法施行規則附	4	45	10	12	4	5	3	8		
	5	40								

則第 38 項 及び第 39 項該当 (修業年 限 3 年)	6	35	8	号の科目のうち 2/ 3 以上の科目 各 1	9	3	4	2	7
	7	30	8						
	8	25	6	免許法施行規則第 5 条の表備考第 1	7		3	2	6
	9	20	6						
	10	15	4	号の科目のうち 1/ 2 以上の科目 各 1	5	2	2	1	5
	11	10	3	1 科目以上	4		1		3
	6	60	13	免許法施行規則第 5 条の表備考第 1 号の科目について 各 1 以上	16		7	4	11
	7	55	12		5	6	3	10	
	8	50	12						
	9	45	10	免許法施行規則第 5 条の表備考第 1	12	4	5		8
10	40	10							
同上 (修業年 限 2 年)	11	35	8	号の科目のうち 2/ 3 以上の科目 各 1	9	3	4	2	7
	12	30	8						
	13	25	6	免許法施行規則第 5 条の表備考第 1	7		3		6
	14	20	6						
	15	15	4	号の科目のうち 1/ 2 以上の科目 各 1	5	2	2	1	5
16	10	3	1 科目以上	4	2		/	3	
免許法別表第 5	高等学校 助教諭免 許状(実 習)	3	10	5	5	2	2	1	/
	29 年改正 法附則第 8 項該当	6	10	5					
免	表イ該当	3	10	5	5	2	2	1	/

則第 29 項及び第 30 項該 当 (修業年 限 3 年)	6	35	8	2 欄の科目のう ち 2/3 以上の 科目 各 1	9		4	3	2	7
	7	30	8							
	8	25	6	免許法施行規則 第 4 条の表の第 2 欄の科目のう ち 1/2 以上の 科目 各 1	7		3	2	2	6
	9	20	6							
	10	15	4		5		2	2	1	5
	11	10	3	1 科目以上	4		2	1	1	3
	6	60	13	免許法施行規則 第 4 条の表の第 2 欄の科目につ いて 各 1 以上	16		7	5	4	11
	7	55	12		5	6	3	10		
	8	50	12							
	9	45	10	免許法施行規則 第 4 条の表の第 2 欄の科目のう ち 2/3 以上の 科目 各 1	12	4	5	4	3	8
10	40	10								
同上 (修業年 限 2 年)	11	35	8	号の科目のうち 2/ 3 以上の科目 各 1	9		4	3	2	7
	12	30	8							
	13	25	6	免許法施行規則 第 4 条の表の第 2 欄の科目のう ち 1/2 以上の 科目 各 1	7		3	2	2	6
	14	20	6							
	15	15	4	号の科目のうち 1/ 2 以上の科目 各 1	5		2	2	1	5
16	10	3	1 科目以上	4		2	1	1	3	
免許法別表第 5	高等学校 助教諭免 許状(実 習)	3	10	5	5			2	2	/
	同上 29 年改正法 附則第 8 項該当	6	10	5						
免	表イ該当	3	10	5	5		2	2	1	/

許 法 附 則 第 9 項	表ロ該当	3																		
	表ハ該当	6																		
	表ニ該当	3																		

注 1 基礎資格が高等学校助教諭免許状である者又は免許法施行規則第 11 条第 1 項の表備考第 3 号及び第 12 条に該当する者が同表備考第 2 号の適用を受ける場合にあつては、その者の次の表に掲げる在職年数及び卒業した短期大学等で修得した教職に関する科目の単位数の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる教職に関する科目の単位数を修得しなければならない。この場合において、修得する単位数に係る教職に関する科目は、必修科目の中から選択するものとする。

(1) 基礎資格が高等学校助教諭免許状である者の場合

(表は省略)

(2) 基礎資格が免許法施行規則第 11 条第 1 項の表備考第 3 号及び第 12 条に該当する者の場合

(表は省略)

2 「29 年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和 29 年法律第 158 号)をいう。

許 法 附 則 第 11 項	表ロ該当	3																		
	表ハ該当	6																		
	表ニ該当	3																		

注

1 基礎資格が高等学校助教諭免許状である者又は免許法施行規則第 11 条第 1 項の表備考第 3 号及び第 12 条に該当する者が、同表備考第 2 号の適用を受ける場合にあつては、その者の次の表に掲げる在職年数及び卒業した短期大学等で修得した教職に関する科目の単位数の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる教職に関する科目の単位数を修得しなければならない。この場合において、修得する単位数に係る教職に関する科目は、必修科目の中から選択するものとする。

(1) 基礎資格が高等学校助教諭免許状である者の場合

(表は省略)

(2) 基礎資格が免許法施行規則第 11 条第 1 項の表備考第 3 号及び第 12 条に該当する者の場合

(表は省略)

2 「29 年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和 29 年法律第 158 号)をいう。

4 幼稚園教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数			最低修得単位数	領域に関する専門的 事項に関する科目			保育内容の指導法に関する 科目又は教諭の教育の基礎 的理解に関する科目等			大学 が独 自に 設定 する 科目
			最低修得単位数				単位数	最低修得単位の配分			単位数		
			5	4	3			保育 内容 の指 導法 に関 する 科目	教育 の基 礎的 理解 に関 する 科目	道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び生 徒指導、教 育相談等に 関する科目		単位数	
免許法別表第3	一種	幼稚園教諭二種免許状	5	45	4	免許法施行規則第2条の表備考第1号の科目のうち1以上の科目	20	13	6	1	6	6	
			6	40	4		18	12	5		5		
			7	35	3		16	10	3		4		
			8	30	3		14	9	4		4		
			9	25	2		12	8	3		3		
			10	20	2		10	6	2		3		
			11	15	1		8	5	2		3		
			12	10	1		7	4	2		2		

4 幼稚園教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数			最低修得単位数	教科に関する科目			教職に関する科目									
			最低修得単位数				単位数	必修科目											
			5	4	3			単位数	教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			
免許法別表第3	一種	幼稚園教諭二種免許状	5	45	4	免許法施行規則第5条に規定する科目のうち1以上の科目	20	6			13			6			1	6	
			6	40	4		18	5			12			5					5
			7	35	3		16	4			10			4					4
			8	30	3		14	3			9			3					4
			9	25	2		12	2			8			2					3
			10	20	2		10	1			6			1					3
			11	15	1		8	1			5			1					3
			12	10	1		7	1			4			1					2

二種	免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	3	25	2	免許法施行規則第2条の表備考第1号の科目のうち1以上の科目	12	8	3	1	6
		4	20	2		10	6			5
		5	15	1		8	5			4
		6	10	1		7	4	2		
	幼稚園助教諭免許状	6	45	5	免許法施行規則第2条の表備考第1号の科目のうち1以上の科目	30	18	9	3	/
		7	40	4		27	16	8		
		8	35	3		24	14	7	2	
		9	30	3		21	13	6		
		10	25	2		18	11	5	1	
		11	20	2		15	9	4		
		12	15	1		12	7			
	13	10	1	9	5	3				
	29年改正法附則第11項該当	3	15	5	同上	5	1	2	1	
4		10								
29年改正法附則第12項該当	1	10	5	同上	5	1	2	1	/	

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

二種	免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	3	25	2	免許法施行規則第5条に規定する科目のうち1以上の科目	12	3	1	6	
		4	20	2		10			5	
		5	15	1		8			4	
		6	10	1		7			2	
	幼稚園助教諭免許状	6	45	5	免許法施行規則第5条に規定する科目のうち1以上の科目	30	9	18	3	/
		7	40	4		27	8	16		
		8	35	3		24	7	14	2	
		9	30	3		21	6	13		
		10	25	2		18	5	11	1	
		11	20	2		15	4	9		
		12	15	1		12	7	7		
	13	10	1	9	3	5				
	29年改正法附則第11項該当	3	15	5	同上	5	2	1	1	
4		10								
29年改正法附則第12項該当	1	10	5	同上	5	2	1	1	/	

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

5 養護教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	養護に関する科目				養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目	
				最低修得単位の配分				最低修得単位の配分			単位数
				衛生学及び公衆衛生(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説	栄養学(食品学を含む。)	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談に関する科目		
免許法別表第6	一種	養護教諭二種免許状	3	20	8	2	2	2	6	2	
			4	15	7				5		1
			5	10	6				4		1
		免許法施行規則第12条及び第17条第1項の表備考	1	10	4	1	1	1	3	任意	2

5 養護教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	養護に関する科目				教職に関する科目									
				必修科目				必修科目									
				衛生学及び公衆衛生(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説	栄養学(食品学を含む。)	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目		教育課程に関する科目		生徒指導及び教育相談に関する科目		教科又は教職に関する科目		
									教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障を含む。)	進路選択に資する各種の機会等の提供等	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	道徳及び特別活動に関する内容		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法
免許法	一種	養護教諭二種免許状	3	20	8	2	2	2	6	2	2	2	2	2	2		
			4	15	7											5	1
			5	10	6											4	1

	該当																			
	免許法別表第6備考第1号該当	1	10	4	1	1	1	3	任意				／							
二種	養護助教諭免許状	6	30	14	2	2	2	8	4	4	2									
		7	25	12				7	3											
		8	20	10				6	3											
		9	15	8				5	2			1								
		10	10	6				4	2			／								
免許法別表第6備考第2号該当	／	10	4	1	1	1	3	任意				／								
29年改正法附則第18項該当	3	10	6	1	1	1	2	任意				／								

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

6 特別支援学校教諭免許状

（表は省略）

別表第6	免許法施行規則第12条・第17条表備考該当	1	10	4	1	1	1	3	任意				2
	免許法別表第6備考第1号該当	1	10	4	1	1	1	3	任意				／
二種	養護助教諭免許状	6	30	14	2	2	2	8	4	2	4	2	2
		7	25	12				7	3		2	2	
		8	20	10				6	3		2	2	
		9	15	8				5	2		1	2	
		10	10	6				4	2		／	2	
免許法別表第6備考第2号該当	／	10	4	1	1	1	3	任意				／	
29年改正法附則第18項該当	3	10	6	1	1	1	2	任意				／	

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

6 特別支援学校教諭免許状

（表は省略）

7 栄養教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目	
							最低修得単位の配分				
							単位数	必修科目	単位数		
免許法別表第6の2	一種免許状	栄養教諭二種免許状	3	40	32	5科目以上	2	2	2	/	
			4	35	28						
			5	30	24						
			6	25	20						
			7	20	16						
			8	15	12						
			9	10	7	3科目以上	1	2	1		1
			6	25	20						
			7	20	16						

7 栄養教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目									
							必修科目									
							単位数	必修科目	単位数	教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障を含む。)	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	道徳及び特別活動に関する内容
免許法別表第6の2	一種免許状	栄養教諭二種免許状	3	40	32	5科目以上	2	6	1	1	1	1	1	2		
			4	35	28											
			5	30	24											
			6	25	20											
			7	20	16											
			8	15	12											
			9	10	7	3科目以上	1	2	1	1						
			6	25	20											
			7	20	16											

別表第 2(第 14 条関係)

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	最低修得単位数					大学が独自に設定する科目
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
					道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1	/	7	1	2		/
	中学校教諭普通免許状	1	/	7	/	2		/
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1	7	2	/	2		/
	高等学校教諭普通免許状	2	5	1	/	2		/
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状	1	/	1	1	1		3
	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	1	/	1	/	2		6

## 注

- 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第 18 条の 2 の表備考第 4 号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- この表における教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目及び大学が独自に設定する科目の修得方法については、免許法施行規則第 18 条の 2 の表備考第 1 号から第 3 号までに規定する修得方法の例による。
- 小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする際のこの表及び免許法施行規則第 18 条の 4 の各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法については、(1)及び(2)に定めるところによる。

別表第 2(第 14 条関係)

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	最低修得単位数					教科又は教職に関する科目
			教科に関する科目	教職に関する科目				
				教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	道徳の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1	/	7	1	2		/
	中学校教諭普通免許状	1	/	7	/	2		/
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1	7	2	/	2		/
	高等学校教諭普通免許状	2	5	1	/	2		/
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状	1	/	1	1	1		3
	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	1	/	1	/	2		6

## 注

- 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第 18 条の 2 の表備考第 4 号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- この表における教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の修得方法については、免許法施行規則第 18 条の 2 の表備考第 1 号から第 3 号までに規定する修得方法の例による。
- 小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする際のこの表及び免許法施行規則第 18 条の 4 の各教科の指導法の単位の修得方法については、(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 各教科の指導法に関する科目の最低修得単位数が7の場合にあつては、4以上の教科の指導法に関する科目について、次のとおり修得するものとする。

ア 4の教科の指導法に関する科目を修得するときは、3以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

イ 5以上の教科の指導法に関する科目を修得するときは、2以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ2単位以上及び3以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。

(2) 各教科の指導法に関する科目の最低修得単位数が5の場合にあつては、3以上の教科の指導法に関する科目について、次のとおり修得するものとする。

ア 3の教科の指導法に関する科目を修得するときは、2以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

イ 4の教科の指導法に関する科目を修得するときは、1以上の教科の指導法に関する科目についての2単位以上及び3以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。

ウ 5以上の教科の指導法に関する科目を修得するときは、それぞれ1単位以上を含むものとする。

(1) 各教科の指導法の最低修得単位数が7の場合にあつては、4以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。

ア 4の教科の指導法を修得するときは、3以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

イ 5以上の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上及び3以上の教科の指導法についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。

(2) 各教科の指導法の最低修得単位数が5の場合にあつては、3以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。

ア 3の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

イ 4の教科の指導法を修得するときは、1以上の教科の指導法についての2単位以上及び3以上の教科の指導法についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。

ウ 5以上の教科の指導法を修得するときは、それぞれ1単位以上を含むものとする。

別表第1(第14条関係)

1 小学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	単位数	必修科目	教職に関する科目										教科又は教職に関する科目						
							必修科目																
							教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目					生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目					
免許法別表第3	小学校教諭二種免許状	一種	5	45	4	9	21	5	14	各教科の指導法	5	2	5	4	3								
			6	40	4											17	4	12	11	10	各教科のうち1以上を含む。)	各1	4
			7	35	3																		
			8	30	3	13	3	10	各教科のうち1以上を含む。)	各1	4												
			9	25	2							11	2	7	各教科の指導法	1	3						
			10	20	2	11	2	7	各教科の指導法	1	3												

免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	11	15	1	9 教科のうち1以上	9		6	3教科 ( " ) 各1		2
	12	10	1		7		4			
	3	25	2		13	3	8		2	5
	4	20	2		11		7			4
	5	15	1		9		6			3
	6	10	1		7	2	4	各教科の 指導法 3教科 (音楽、 図画工作 及び体育 のうち1 以上を含 む。) 各1	1	2
	6	45	4		29	7	17	各教科の 指導法	5	2
	7	40	4		26	6	15	5教科 (音楽、 図画工作 及び体育 のうち1 以上を含 む。) 各2	4	
	8	35	3		23	20	5	12		3
	9	30	3		17	17	4	10	4教科 ( " ) 各1	2
10	25	2	14	4	8					
11	20	2	11	11	3	6	3教科 ( " ) 各1	2		
12	15	1	8	8	2	4		1		
13	10	1								

二種

小学校助教諭免許状



2 中学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	単位数	必修科目	教職に関する科目													教科又は教職に関する科目										
							必修科目																							
							教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目				教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目													
免許法別表第3	一種	中学校教諭二種免許状	5	45	10	免許法施行規則第3条の表の第2	16	教職の意義等に関する科目	教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障を含む。)	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導の理論及び方法	4								
			6	40	9																		8	15	5	8	3	7	2	3
			7	35	8																		14	5	8	3	7			

				欄の科目のうち2/3以上の科目各1				
8	30	7	免	13				
9	25	6	許	12	4	6		
10	20	5	法	10	3	5		
			施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1					
11	15	4		8	2	4	1	2

				1 科目 以上	5		2		
免許 法施 行規 則第 11 条第 1項 の表 備考 第3 号及 び第 4号 並び に第 12 条該 当	3	25	6	免 許 法 施 行 規 則 第 3 条 の 表 の 第 2 欄 の 科 目 の う ち 1 ／ 2 以 上 の 科 目 各 1	10	3	5	2	4
	4	20	5		9				
	5	15	4		8	2	4	1	2
	6	10	3	1 科目 以上	5		2		
免許 法附 則第 5項 の表	10	10	4	1 科目 以上	6	2	2	1	／

免許法別表第5	中学校教諭二種免許状(実習)	第1号該当									
		免許法附則第5項の表第2号該当	3	10	4	1科目以上	6	2	2	1	/
		免許法附則第5項の表第3号該当	/	10	4	1科目以上	6	2	2	1	/
			3	15	8	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の	7	3	2	2	/
		4	10	5		5	2	1	1	/	

					科目各1							
免許法別表第3	一種	中学 校助 教諭 免許 状	6	45	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	21	9	6	6	4	
			7	40	9		19	8				
			8	35	8		17	7	5	5	3	
			9	30	7	免許法施行規則第3条の	15	6	4	4		
			10	25	6		13	5	3	3		2
			11	20	5		11					
			12	15	4	免許法施行規則第3条の	9	4	2	2	1	

				表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1					
		13	10	3	1科目以上	6	2	1	1
		3	15	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目につ					
29年改正法附則第1項該当		4	10	10	／		／		





							の提供等		の発達及び学習の過程を含む。)		方法					
免許法別表第3	一種	高等学校助教諭免許状	5	45	10	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	12	5		4		3		8		
			6	40	9		11									
			7	35	8		10	4		3		2		7		
			8	30	7	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	9							6		
			9	25	6		8	3		3				5		
			10	20	5		7			2				4		
			11	15	4		6	2		2		1		3		
			12	10	3	1科目以上	4			1						
			3	25	5	免許法施行規則第	7					2		8		
			4	20	4		6	3		2		1		7		

行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当				4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1					
	5	15	3		5		2		6
	6	10	3	1科目以上	4	2	1		3
29年改正法附則第8項該当	10	90	20	免許	24	10	8	6	16
	11	85	18	法施行規則第4条の表の第2欄の科目について各1以上	22	9	7	6	14
	12	80							
	13	75	16	の表	19	8	6	5	13
	14	70							
	15	65	14	の第2欄	17	7	6	4	11
	16	60							
	17	55	12	の科目について各1以上	14	6	5	3	10
	18	50							
	19	45	10	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち2/3以上	12	5	4	3	8
	20	40							
21	35	8	の表の第2欄の科目のうち2/3以上	9	4	3	2	7	
22	30								

				の科目各1					
	23	25	6	免許	7	3	2	2	6
	24	20		法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1					
	25	15	4	の科目のうち1/2以上の科目各1	5	2	2	1	5
	26	10	3	1科目以上	4	2	1	1	3
免許法施行規則附則第29項及び第30項該当(修業年限3年)	4	45	10	免許	12	5	4	3	8
	5	40		法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1					
	6	35		の科目のうち2/3以上の科目各1					
	7	30	8	の科目のうち2/3以上の科目各1	9	4	3	2	7
	8	25	6	免許	7	3	2	2	6
	9	20		法施行規則第4条の表の第2欄					
	10	15	4	の表の第2欄	5	2	2	1	5

				の科目のうち1/2以上の科目各1						
		11	10	3	1科目以上	4	2	1	1	3
		6	60	13	免許	16	7	5	4	11
		7	55		法施行規則第4条の表の第2欄の科目について各1以上	14	6	5	3	10
		8	50	12	の科目について各1以上					
同上 (修業年限2年)		9	45		免許	12	5	4	3	8
		10	40	10	法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	9	4	3	2	7
		11	35		免許	7	3	2	2	6
		12	30	8	法施行規則第4条	5	2	2	1	5
		13	25	6	免許	7	3	2	2	6
		14	20	6	法施行規則第4条	5	2	2	1	5
		15	15	4	法施行規則第4条	5	2	2	1	5



11 項	該 当																			
	表 ハ 該 当	6																		
	表 ニ 該 当	3																		

注

- 基礎資格が高等学校助教諭免許状である者又は免許法施行規則第 11 条第 1 項の表備考第 3 号及び第 12 条に該当する者が、同表備考第 2 号の適用を受ける場合にあつては、その者の次の表に掲げる在職年数及び卒業した短期大学等で修得した教職に関する科目の単位数の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる教職に関する科目の単位数を修得しなければならない。この場合において、修得する単位数に係る教職に関する科目は、必修科目の中から選択するものとする。

(1) 基礎資格が高等学校助教諭免許状である者の場合

在職年数	卒業した短期大学等で修得した教職に関する科目の単位数			
	0 単位	1 単位	2 単位	3 単位
5 年	4 単位	3 単位	2 単位	1 単位
6 年	4 単位	3 単位	2 単位	1 単位
7 年	3 単位	2 単位	2 単位	1 単位
8 年	3 単位	2 単位	1 単位	1 単位
9 年	2 単位	1 単位	1 単位	0 単位
10 年	2 単位	1 単位	1 単位	0 単位
11 年	1 単位	0 単位	0 単位	0 単位

(2) 基礎資格が免許法施行規則第 11 条第 1 項の表備考第 3 号及び第 12 条に該当する者の場合

在職年数	卒業した大学等で修得した教職に関する科目の単位数			
	0 単位	1 単位	2 単位	3 単位
3 年	2 単位	1 単位	1 単位	0 単位
4 年	2 単位	1 単位	1 単位	0 単位
5 年	1 単位	0 単位	0 単位	0 単位

- 「29 年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和 29 年法律第 158 号)をいう。

4 幼稚園教諭免許状

適 用 区 分	基 礎 資 格	在 職 年 数	最 低 修 得	教 科 に 関 する 科 目	教 職 に 関 する 科 目	
					必 修 科 目	
						教 科 又 は

			単位数			必修科目	単位数	教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		教職に関する科目
			単位数	単位数	単位数			教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容(研修、職務及び身分保障等を含む。)	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	保育内容の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理解の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
免許法別表第3	一種	幼稚園教諭二種免許状	5	45	4	免許法施行規則第5条に規定する科目のうち1	20	6			13			1		6			
			6	40	4		18	5			12					5			
			7	35	3		16	4			10					4			
			8	30	3		14	3			9					3			
			9	25	2		12	3			8					2			
			10	20	2		10	3			6					2			
			11	15	1		8	2			5					1			
			12	10	1		7	2			4					1			
								2			4					1			
								2			4					1			
								2			4					1			

二種	免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当				上の科目					
		3	25	2	免許法施行規則第5条に規定する科目のうち以上の科目	12	3	8	1	6
		4	20	2		10		6		5
		5	15	1		8		5		4
		6	10	1	7	2	4	1	2	
		6	45	5	幼稚園助教諭免許状	30	9	18	3	/
		7	40	4		27	8			
		8	35	3		24	7	14	2	/
	9	30	3	21		6	13			
	10	25	2	18		5	11			
	11	20	2	15		4	9	1	/	
	12	15	1	12			7			
	13	10	1	9	3	5	1	/		



									及び 教員 の 役 割 を 含 む。 )	及び 身 分 保 障 を 含 む。 )	す る 各 種 の 機 会 の 提 供 等	び に 教 育 に 関 す る 歴 史 及 び 思 想	身 の 発 達 及 び 学 習 の 過 程 (障 害 の あ る 幼 児 、 児 童 及 び 生 徒 の 心 身 の 発 達 及 び 学 習 の 過 程 を 含 む。)	的 又 は 経 営 的 事 項	義 及 び 編 成 の 方 法	活 動 に 関 す る 内 容	器 及 び 教 材 の 活 用 を 含 む。 )	論 及 び 方 法	関 す る 基 礎 的 な 知 識 を 含 む。 )	の 理 論 及 び 方 法											
免 許 法 別 表 第 6 種	養 護 教 諭 二 種 免 許 状	3	20	8				6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2											
		4	15	7				5													2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		5	10	6	2	2	2	4																							
	1	10	4	1	1	1	3	任	意	2																					
免 許 法 別 表 第 6 種 第 1 号 該 当	1	10	4	1	1	1	3	任	意	2																					
		6	30	14	2	2	2	8	4	2	2	2	2																		

	養護 助教 論免 許状	7	25	12					7	3		
		8	20	10					6			
		9	15	8					5	2	2	1
		10	10	6					4			
二 種	免許 法別 表第 6備 考第 2号 該当	10	4	1	1	1	3	任 意				
	29 年改 正法 附則 第1 8項 該当	3	10	6	1	1	1	2	任 意			

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)をいう。

6 特別支援学校教諭免許状

適用 区分	種 別	基礎資格	在 職 年 数	最 低 修 得 単 位 数	単 位 数	特別支援教育に関する科目				
						必修科目				
						特別 支援 教育 の基 礎理 論に 関す る科 目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	
							心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
免 許 法 別 表 第 7	一 種	特別支援 学校教諭 二種免許 状	3	6	6	0	1	1	1	
						知的障害者、肢体不自由者又は	1			

						病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育領域			
	29年改正法附則第17項該当	3	4	4	1	視覚障害者又は聴覚障害者に関する特別支援教育領域	1	1	1
						知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育領域	1		
二種	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状	3	6	6	1	視覚障害者又は聴覚障害者に関する特別支援教育領域	1	1	1
						知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育領域	1		

注

- 1 この表の特別支援教育の基礎理論に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目及び免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ(1)から(4)までに定めるところによる。
  - (1) 特別支援教育の基礎理論に関する科目の単位の修得方法は、2単位を上限とし、2単位を超える単位数があるときには、2単位とみなすものとする。
  - (2) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目については、それぞれの特別支援教育領域が中心として教授されるものでなければならない。この場合において知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育領域の修得に当たっては、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目並びに心身に障害のある幼児、児童又



				教育内容に係る科目		する科目		教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	道徳及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
				単位数	必修科目	単位数	単位数											
免許法別表第6の2	一 種 免 許 状	栄 養 教 諭 二 種 免 許 状	3	40	32	5	2	6	1			1			1			1
			4	35	28	5 科 目 以 上	2	5	1			1			1			1
			5	30	24		2	4	1			1			1		1	
			6	25	20		2	3			1				1			
			7	20	16	3 科 目 以 上	1	3			1					1		
			8	15	12		1	2			1					1		
			9	10	7	1	2			1						1		

別表第2(第14条関係)

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に 加える在職年数	最低修得単位数				
			教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目
				教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	道徳の指導法	
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1	/	7	1	2	/
	中学校教諭普通免許状	1	/	7	/	2	/

中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1	7	2	/	2	/
		2	5	1	/	2	/
	高等学校教諭普通免許状	1	/	1	1	1	3
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	1	/	1	/	2	6

注

- 1 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第 18 条の 2 の表備考第 4 号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 2 この表における教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の修得方法については、免許法施行規則第 18 条の 2 の表備考第 1 号から第 3 号までに規定する修得方法の例による。
- 3 小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする際のこの表及び免許法施行規則第 18 条の 4 の各教科の指導法の単位の修得方法については、(1)及び(2)に定めるところによる。
  - (1) 各教科の指導法の最低修得単位数が 7 の場合にあつては、4 以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。
    - ア 4 の教科の指導法を修得するときは、3 以上の教科の指導法についてのそれぞれ 2 単位以上を含むものとする。
    - イ 5 以上の教科の指導法を修得するときは、2 以上の教科の指導法についてのそれぞれ 2 単位以上及び 3 以上の教科の指導法についてのそれぞれ 1 単位以上を含むものとする。
  - (2) 各教科の指導法の最低修得単位数が 5 の場合にあつては、3 以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。
    - ア 3 の教科の指導法を修得するときは、2 以上の教科の指導法についてのそれぞれ 2 単位以上を含むものとする。
    - イ 4 の教科の指導法を修得するときは、1 以上の教科の指導法についての 2 単位以上及び 3 以上の教科の指導法についてのそれぞれ 1 単位以上を含むものとする。
    - ウ 5 以上の教科の指導法を修得するときは、それぞれ 1 単位以上を含むものとする。

別記第 1 号様式(第 4 条—第 9 条関係)

教育職員免許状授与(検定)願  
[別紙参照]

第 2 号様式(第 4 条—第 10 条関係)

履歴書

[別紙参照]

第3号様式(第4条、第5条、第6条、第7条、第9条関係)

実務に関する証明書

[別紙参照]

第3号様式の2(第5条関係)

実務に関する証明書(保育士等)

[別紙参照]

第4号様式(第5条、第6条、第9条関係)

実地経験に関する証明書

[別紙参照]

第5号様式(第5条、第6条、第10条関係)

教科又は特別支援教育領域に関する証明書

[別紙参照]

第6号様式 削除

第6号様式の2(第5条の2関係)

紛失申出書

[別紙参照]

第7号様式(第10条関係)

教育職員免許状交付願

[別紙参照]

第8号様式(第12条関係)

教育職員免許状書換え(再交付)願

[別紙参照]

第8号様式の2(第12条関係)

特別支援学校教諭免許状再交付願

[別紙参照]

第9号様式(第13条関係)

免許教科外の教科教授担任許可申請書  
[別紙参照]

第10号様式(第13条関係)

免許教科外の教科教授担任許可書  
[別紙参照]

第11号様式(第13条の2関係)

非常勤講師任用届出書  
[別紙参照]

第12号様式(第28条関係)

(教育職員)教諭特別免許状  
[別紙参照]

第13号様式(第28条関係)

(教育職員)助教諭免許状  
[別紙参照]

第13号様式の2(第28条関係)

(教育職員)助教諭免許状  
[別紙参照]

第13号様式の3(第28条関係)

(教育職員)助教諭免許状  
[別紙参照]

第14号様式(第29条関係)

免許状の原簿  
[別紙参照]

1 小学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目					
					単位数	単位数	最低修得単位の配分			単位数					
							各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
一 種	小学校教諭 二種免許状	5	45	4	21	14	各教科の 指導法 5教科	5	2	5					
		6	40	4	19	12		4		4					
		7	35	3	17	11		3		3					
		8	30	3	15	10		各教科の 指導法 3教科		2	1	2			
		9	25	2	13	8	2		2						
		10	20	2	11	7	2		2						
		11	15	1	9	6	2		2						
		12	10	1	7	4	2	2							
	免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	3	25	2	10教科のうち 1以上	13	8	各教科の 指導法 3教科	2	1	5				
		4	20	2		11	7				4				
		5	15	1		9	6				3				
		6	10	1		7	4				2				
二 種	小学校 助教諭 免許状	6	45	4	10教科のうち 1以上	29	17	各教科の 指導法 5教科	5	3	2				
		7	40	4		26	15					6	4		
		8	35	3		23	13					5	3		
		9	30	3		20	12					各教科の 指導法 4教科	4	2	1
		10	25	2		17	10	3	1						
		11	20	2		14	8	各教科の 指導法 3教科	2	1	1				
		12	15	1		11	6								
		13	10	1		8	4					2	1		
	29年改正法附則第11項該当	3	15	5	10教科のうち 1以上	5	2	1	2	1	/				
		4	10												
		1	10	5											
	29年改正法附則第12項該当	1	10	5	5	2	1	2	1	/					
	29年改正法附則第	5	10	5	5	2	1	2	1	/					

	13 項該当									
--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注

- 1 「29 年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和 29 年法律第 158 号)をいう。
- 2 二種免許状を有する者で、平成元年 4 月 1 日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数 12 年を経過した日から 3 年の間に免許法別表第 3 備考第 8 号の規定による指定を受け、当該経過した日から 3 年を経過する日までに一種免許状を取得していない場合は、同表備考第 10 号の規定により翌日以後は最低修得単位数は 45 単位となる。